

# 消防の動き

340号

平成11年6月

昭和38年に救急業務が法制化されて以来、救急搬送件数は増加の一途をたどっています。この間、法改正を経ながら、救急業務の性格は単なる傷病者の搬送から医療機関搬送前のプレホスピタルケアとしての役割が重要となってきました。特に平成3年の救急救命士制度

の創設は画期的であります。この制度により救急現場や救急搬送途上の救命処置と医療機関における医療が一本に繋がることとなり、プレホスピタルケアの充実が大きく寄与しています。

21世紀を見据えた救急業務はプレホスピタルケアとしてその充実を図ることが必要となります。そのためには救急救命士の更なる養成が不可欠です。救急救命士制度発足以来8年を経過し、現在運用本部も全本部の72.4%に至っていますが、地域バランスを考慮し、運用率の向上を図ることが今後の課題です。また、救急患者の救命率の向上のためには、現在の特定行為以外にも救急救命士の処置できる範囲を拡大すること等により救急救命士の活躍できる環境を広げ、医療機関との連携を更に密にしていくことが重要と言えます。

救急患者の搬送手段の高度化も忘れてはなりません。高規格救急車の配置が進んでいることはもちろん、特筆すべきはヘリコプターの全国的配備の進展です。平成10年度末で、全国の消防・防災ヘリコプターは66機で、概ね都道府県域で1機以上配備されています。これは全国どこへでも15分程度でヘリコプターが到達できる体制と言えます。これまで日本の救急システムは、救急自動車によ

## 「空飛ぶ救命士」



救急救助課長  
鷲坂 長美

る地上のネットワークによって支えられていましたが、ヘリコプターの積極的な活用を進めることにより、救急搬送時間を地域によっては大幅に短縮できると思われます。ヘリコプターには救急救命士はもちろん、状況に応じ医師をも搭乗させるよう努めていく必要も

あります。将来的には各県域にヘリコプターを複数機配置し、救急専用ヘリコプターを運用する体制が求められるでしょう。日本の救急は陸から空へその活躍の場を広げ、まさに21世紀は救急業務にとって新しい時代の到来と言われるのではないのでしょうか。

消防機関の救急業務は、国民に最も身近な行政サービスであり、24時間体制で国民を支えています。将来的に高齢化社会となり、循環器系疾患や呼吸器系疾患の急病人の増加が見込まれる中で、プレホスピタルケアとしての救急業務に対する需要はますます増大していくものと予想されます。救急ヘリコプターシステムの全国展開により、いつでもどこでも救急救命士が現場に駆け付け、医療機関との連携のもと高度な救急救命処置を行い、短時間で医療機関へ搬送できるというシステム構築が可能となりましょう。こうした救急システムは、高齢化社会においていわば国民に安心感を与えるシステムと言えるでしょう。「いざという時、どこへでも救急救命士が空を飛んで行き、みんなのために活躍する」、そういう姿が将来訪れることを期待しています。

## も く じ

○ 巻頭言	救急救助課長	1
○ 危険物災害等情報支援システム	規制課	2
○ 「防火対象物の放火火災予防対策のあり方検討報告書」の概要について	予防課	4
○ 広域応援体制の整備推進に関する調査検討報告書について	防災課	8
○ 平成10年度救助技術の高度化等検討委員会について	救急救助課	12
○ 北から南から「かかあ天下とからっ風の街」		
.....伊勢崎佐波広域市町村圏振興整備組合消防本部 総務課長補佐 田島 武雄		14

# 危険物災害等情報支援システム

危険物規制課

科学技術の進展に伴い、極めて多数の化学物質が製造され利用されており、この中には人体に有毒な化学物質・火災が発生した場合に著しく消火が困難な物質等（以下「危険物等」といいます。）も多々あります。これら危険物等に係る災害が一旦発生すると消防活動は困難を極め、また被害が広範に及ぶことが予想されます。実際に、平成9年8月には、東名高速道路でステアリン酸クロライドを積載したタンクローリーが横転しましたが、その際、漏洩物質の性状把握に時間を要したことから、長時間にわたり高速道路が通行止めとなる結果となりました。

このため、予め危険物等に係る爆発性・有毒性等の性状、防護資機材、事故時の措置要領、消防活動方針、製造者等の連絡先等についてデータベース化し、災害発生時に、危険物等の化学物質を特定し、必要なときに、必要な情報を災害活動現場に迅速かつ効果的に提供できる「危険物災害等情報支援システム」（以下「支援システム」といいます。）を整備し、平成11年4月より運用を開始しました。

支援システムの概要は次のとおりです。

## 1 支援システムの利用環境

支援システムは、消防庁と都道府県・消防本部とを結ぶコンピューターネットワークとして平成9年度から端末の整備を行っている防災情報システムの1メニューとして構築しました。各消防本部においては、防災情報システムの端末を配備し、必要なときに消防庁のサーバーにアクセスすることで、支援システムを利用することができます。

ただし、現在、防災情報システムのバージョンアップの準備段階であるため、経過措置

として、支援システムは既存の防災情報システムのメニューとは別扱いとされており、支援システムを利用するためには、端末となるパソコンに、消防庁が配付するCD-ROMから支援システム専用のアプリケーションソフトをインストールすることが必要です。防災情報システムのバージョンアップが完了すると、メニュー上においても、支援システムは防災情報システムの一部となります。これは防災情報室において準備が進められており、早期に実施される予定です。

利用環境の特徴として、

24時間いつでも本システムにアクセスでき、危険物等の災害が発生した時、直ちに当該物質に係る情報を入手することができること。

新たな化学物質に係る情報を入手した時、消防庁内のデータベースを更新するだけで、最新情報を提供することができること。等が挙げられます。

また、支援システムの利用は、前述の防災情報システムの利用者（都道府県と消防機関）に限定されます。

## 2 支援システムの内容

### (1) 機能

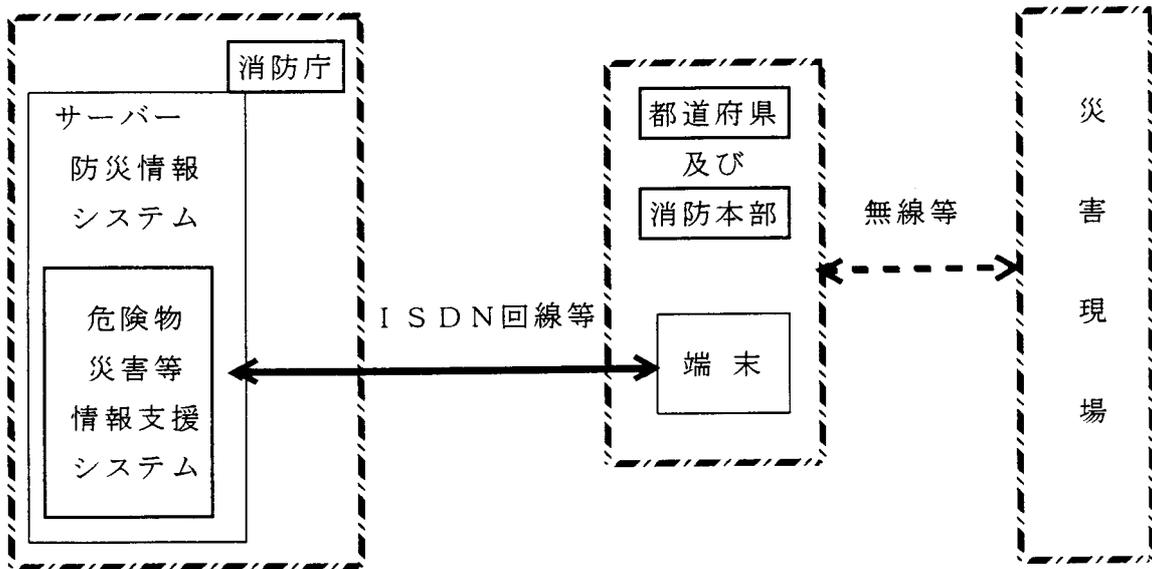
名称等の情報から物質を検索し、特定された物質の物性情報、活動方針等の詳細情報を提供します。

検索機能の特徴としては、

物質の名称は、化学名、一般名、商品名等のいずれの名称からでも検索できること。

名称や番号による検索は、その一部の情

## 危険物災害等情報支援システムイメージ図



報からでも検索できること。

色、臭気、状態といった情報も検索条件としていること。

情報内容は、物質の物性情報のみでなく、消防活動に関する情報（例えば、活動方針や、人体応急処置要領などの対応要領）が得られること。

等が挙げられます。

### (2) 項目

検索に用いる項目は7項目あります。検索に用いる項目及び提供される情報項目は以下のとおりです。

#### ア 検索項目

物質名称（化学名、通称名、商品名等）、CAS番号、国連番号、危険物データベース登録番号、色、臭気、状態

#### イ 提供項目

##### (ア) 名称、固有番号等

物質名称、別名、CAS番号、国連番号、危険物データベース登録番号、親分類、子分類

##### (イ) 危険性の目安

危険度（人体危険度、火災危険度、不安定性危険度）、消防活動上の注意

（禁水、酸化性）

##### (ウ) 物性情報

色、臭気、状態、引火点、発火点、沸点、融点、爆発範囲、比重、蒸気比重、毒性値（LD50、LC50）、水溶性、酸・アルカリ、示性式、主成分、含有率、人体に対する影響、空気接触危険性、水接触危険性、加熱危険性、燃焼危険性、混触危険性、その他の物性情報

##### (エ) 消防活動

消防活動方針、人体応急措置要領、火災時対応要領、漏洩時対応要領、資器材、処理剤、中和剤、適用法令

##### (オ) 製造事業所等

製造等事業所名、事業所住所、事業所連絡先、用途、荷姿

##### (カ) 事故事例

事故種別、事故発生都道府県、発災年月日、製造所区分、運転内容、死者数、負傷者数、事故原因、損害額、事故の概要

これらの項目のうち、入手された情報を消防庁内のデータベースに取り込み、提供できるようになっています。

消防活動方針や対応要領は、基本的に、

物性値等から分類される危険度（0～4までの5段階）に応じて作られています。

### (3) 情報量

危険物や毒劇物等の化学物質のうち、その流通量、火災危険性や毒性の高さ等を勘案して、約2,000件の情報が入力されています。今後、物質数を増やすとともに、既に入力されている物質についても、情報の質の向上及び空欄項目の補充を行っていく予定です。

支援システムはこの4月より運用を開始したところですが、今年度は、都道府県や消防本部において実際に操作して感じた意見を踏まえ、より利便性を向上させるための改良を図っていきたいと考えています。



また、この度運用を開始したシステムの利用は、データに係る著作権等の問題から消防機関に限定していますが、これとは別に、国民が広く利用可能となるようインターネットを利用した公開機能の整備も進める予定です。

## 「防火対象物の放火火災予防対策のあり方検討報告書」の概要について

予 防 課

### 1 はじめに

放火火災(放火の疑いを含む。以下同じ)の全火災に占める割合は昭和45年を境に大きく増加傾向を示し、平成9年では20.8%と高い割合を示しています。

この状況は、社会生活の安全を確保する上で極めて憂慮されるものであり、消防庁では、これまでも春秋の火災予防運動時期など機会あるごとに消防機関をはじめ関係機関等に対し、放火火災予防対策の推進について指導・要望を行ってきました。

また、各消防機関等にあっても、消防庁の指導のもと放火火災の予防、警戒活動を実効あるものとするため、関係機関や地域住民と連携を密にし各地域の実情に応じて工夫をこ

らし、各種施策を積極的に展開してきているところです。

しかし、放火火災は依然として増加の傾向にあることから、なお一層の予防施策を展開するための方策を検討する必要性が生じてきました。

このことから、消防庁では平成9年度から2年間にわたり、学識経験者、消防行政関係者等からなる、「防火対象物の放火火災予防対策に関する調査研究委員会」(委員長・横浜国立大学名誉教授 上原陽一)を設置して、予めとりうる方策についてハード、ソフト両面にわたり調査研究を実施してきました。以下にその報告書の概要について紹介します。

## 2 報告書の概要

### 1 放火火災の実態

各種放火火災予防対策を推進するにあたり、現状における放火火災の実態を把握する必要があるため、実態調査を実施し、要点をとりまとめました。

内容は次のとおりです。

- (1) 放火火災件数は、昭和63年の8,912件から平成9年の12,876件と約1.4倍に増加しており、放火火災に占める割合にあっても14.9%から20.8%へとほぼ直線的に上昇している。
- (2) 放火火災をその数で見ると、建物への放火が最も多く、続いてその他の火災、車両火災の順になっている。
- (3) 放火火災率を過去5年間の平均で見ると、その他の火災(25.1%)、車両火災(24.2%)、建物火災(16.5%)の順となっている。
- (4) 放火火災を建物用途別に見た場合、一般住宅や共同住宅が圧倒的に多く、続いて不特定多数の者が出入りする複合用途建物の順となっている。
- (5) 放火行為者の動機別で見ると、恨み、

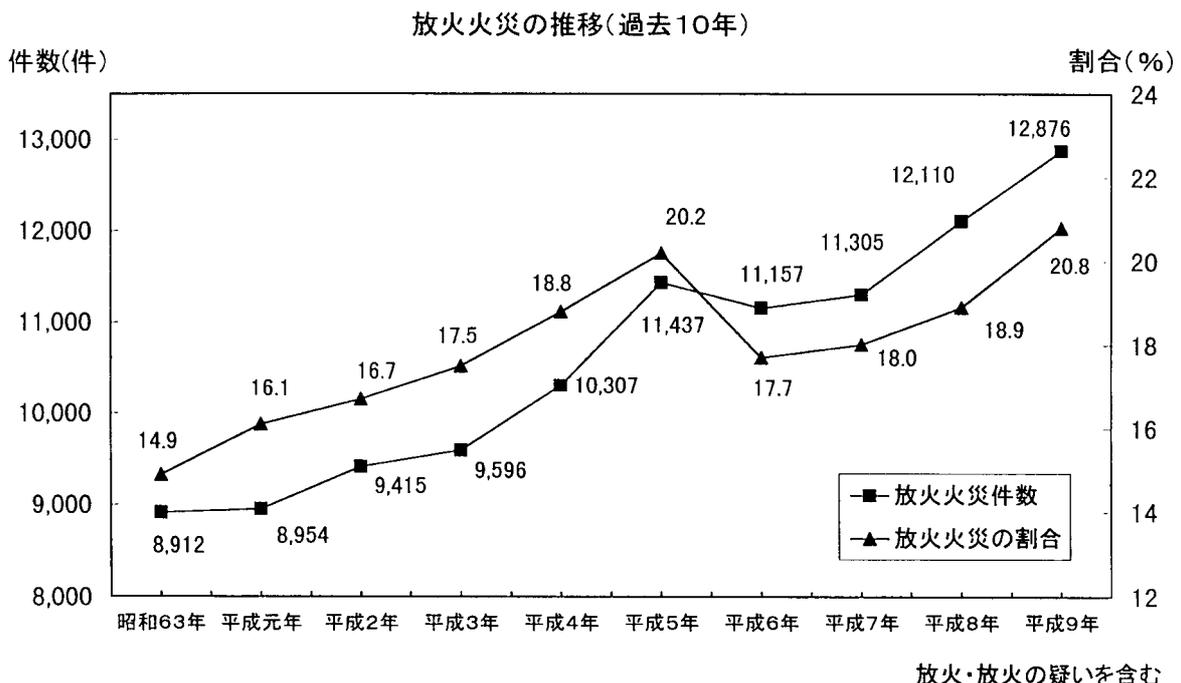
仕返し等によるものが多いが、その他にも腹いせ、うさ晴らし、スリル等を求め衝動的、突発的に放火を行っている者もいる。

- (6) 放火行為者の年齢別では30代～40代のいわゆる働き盛りの壮年層が約4割を占め、社会生活で受ける様々なストレスが要因となっている場合が多いことを示唆している。
- (7) 放火行為者の職業別では無職が約4割を占めている。

### 2 放火火災予防対策

#### (1) 地域における放火火災予防対策

地域における放火火災予防対策の推進の中核は各地域の消防機関が担うべきものでありますが、消防機関のみの力では大きな効果を挙げることは難しいことから、地域住民自らが放火火災に対する危機感を持ち、住民、自主活動組織、地域消防関係団体、消防団、地域事業所等が一体となって「自分たちの街は自分たちで守る」という意識を持って、関係行政機関と幅広く連携していくことが不可欠であるとしました。



(2) 屋外における放火火災予防対策

屋外に放置された可燃物は、放火の恰好の目標となりやすく、平成9年中の放火自殺者による火災を除いた放火火災を建物火災以外の出火箇所別でみると、屋外で発生した放火火災件数は総火災件数の約50%を占めています。このことから、敷地内、隣棟間の隙間空間、外階段回り、店舗のバックヤード、住宅地、商店街・繁華街、空家・空ビル等の外周部及び大規模都市開発地域における放火火災予防対策として、放置された可燃物、ゴミに対する取り組み方策を示しました。

(3) 用途別における放火火災予防対策

一般住宅、共同住宅、雑居ビル、百貨店、駐車場等の防火対象物の各用途ごとに、放火火災の実態、放火される要因及び放火火災予防対策を取りまとめました。

3 放火火災予防対策の広報

放火火災予防の広報活動にあっては、警察との連携の強化を強調するとともに、住民自身の自衛意識の高揚と注意心を喚起するため、放火防止活動を積極的に実施していることをPRする「見せる警戒活動」の必要性を提言しました。また、連続放火が発生した場合の広報のあり方と時期を失しない広報活動のために、広報素材を資料として添付しました。

4 放火火災予防対策に関する防火教育

子供による火遊びや放火を防ぐための対策として、未就学児、小学校下学年及び小学校上学年ごとの教育重点ポイント、家庭及び地域における防火教育内容を示すとともに、家庭、学校、地域社会及び消防機関が協力しあって防火教育を進める必要があることを提言しました。

5 安全で住みよい街の診断

放火火災予防の観点から、自分の家を診

断する放火火災予防診断をはじめ、地域住民がチェック表やチェック用マップを活用して、自分たちの住む街を歩き、放火以外の目的（防犯、環境、建築、都市計画、文化等）も併せながら地域内の放火危険度をチェックする放火火災予防対策を提言しました。

チェック表 安全で住みよい街づくり診断表（放火火災予防編）

調査実施日	平成 年 月 日 曜日・天候	
実施区域		
調査参加者		
チェック事項		チェック
1	家の近くに燃えやすい物が放置され、危険な状態になっていませんか	
2	ゴミ収集日の前夜にゴミが出されていませんか	
3	街頭が設置されていますか。明るさは十分ですか	
4	いつも不法駐車している自動車・オートバイはありませんか	
5	街頭消火器の設置状況は良好ですか	
6	郵便受けに新聞等が溜まったままになっていませんか	
7	空地等枯草が立ち枯れになり危険な場所はありませんか	
8	工事現場等で、建材や燃えやすいものが放置されていませんか	
9	空家、空ビルや空室等管理状態の悪い建物はありませんか	
10	道路が狭く死角になる場所はありませんか	

わが街、わが故郷は、自分たちで守りましょう

チェック用マップ（放火火災予防編）



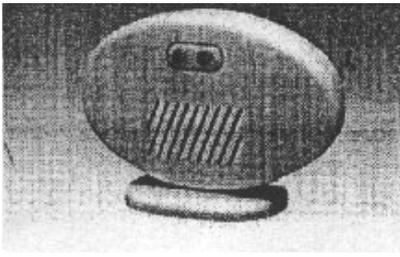
— 安全で住みよい街づくり —

## 6 放火火災予防対策用設備・機器

これまでの放火火災予防対策は、地域住民や所有者、管理者、防火管理者等「人」を主体としたソフト面を中心に検討されてきましたが、放火火災は人為的原因により発生しており、ソフト面だけに頼る放火火災予防対策では限界があることから、放火

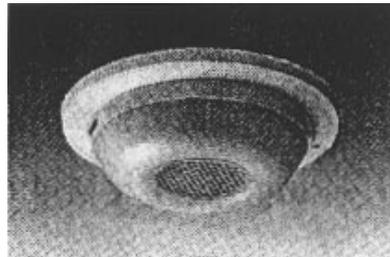
火災予防対策用設備・機器を開発し、これを「安全で住みよい街づくり」に取り入れることが重要であることを提言するとともに、現在市販されている各種の防犯・防災設備機器等の中から放火火災予防対策として活用できる設備・機器の一例を紹介しました。

人侵入監視センサー



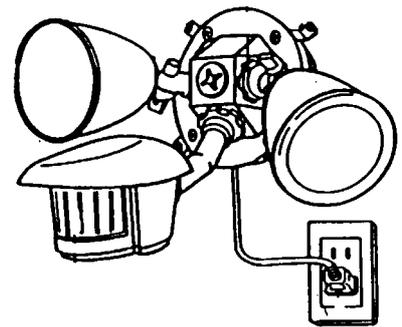
人の動き（侵入）を監視し、警報を出す。

集音マイク



監視場所の異常音を検知し、警報を出す。

熱線センサー付き  
照明器具



人の動きを検知し、照明機器を点灯する。

## 7 行政面からの放火火災予防対策

行政面における放火火災予防対策として、次の事項を提言しました。

- (1) 地域の放火火災予防対策について、「安全で住みよい街づくり」という視点から総合的にとらえ、消防、警察、環境、建築等の関係行政機関と地域住民等が都市計画・街づくり立案の段階から積極的に参画して、必要な施策を都市計画・街づくり等に生かしていくことを提言していくべきとしました。
- (2) 放火火災予防対策として、地域が一体となって各種活動を展開するため、「放火火災予防対策協議会」の設置、「放火防止モデル地区」の指定、「重点警戒週間」の設定等について提言しました。
- (3) 放火火災予防対策を実施するにあたって、各市町村は地域の実情に応じて、火災予防条例等の中に放火に関する規程を

明確化するとともに、放火火災予防に係る財政上の助成や、表彰制度の充実についても提言しました。

### 3 おわりに

当該報告書において提言された放火火災予防対策は、消防機関のみで解決できるものではなく、地域住民、事業所等と関係行政機関が一体となった幅広い取り組みと対策の実践が必要であります。また、放火火災予防対策の基本的な解決策は、「安全で住みよい街づくり」ですがこれを実現するためには、放火火災防止への決意と協力が必要であるとともに、長期間にわたる粘り強い努力が必要です。

本報告は、基本的な事項について述べていますが、各消防機関にあっては当該報告書に基づき、地域の実情に合った放火火災予防対策をたて、早期に更なる放火火災の防止に努力されることを期待します。

# 広域応援体制の整備推進に関する調査検討報告書について

防 災 課

## 1 はじめに

阪神・淡路大震災を契機に、地方公共団体間で広域応援協定が締結される動きが活発になり、現在、全国で数多くの広域応援協定が締結されています。

しかしながら、一方で、災害時に、広域応援体制を有効に機能させるためには、当該協定の運用を含め、改めて、その内容を見直す必要があるとの意見も多くなっています。

こうした状況を踏まえ、消防庁では、平成10年度に「広域応援体制の整備推進に関する調査検討委員会」を設置し、広域応援体制の整備推進のあり方について、主に物資の広域応援体制のあり方を中心に検討を行い、その結果を本報告書としてとりまとめました。

本報告書は、広域応援の現状と課題を踏まえて、特に都道府県間の広域応援を中心に記述しておりますが、以下に、その概要についてご紹介いたします。

## 2 報告書の概要

### 1 都道府県間における物資の広域応援を実施する際のチェックポイント

#### (1) 必要な物資の決定と確保

防災基本計画において、国は、大規模災害時に必要となる食料、生活必需品のうち、それぞれ7品目について、特段の配慮をすることとし、その調達可能量等について毎年度調査するものとされています。また、各地方公共団体が確保すべき物資の種類や量は、特に明確に示されてはいませんが、食糧や生活必需品のほか、小型ポンプや救助資機材などの防災資機材、医薬品等が、災害時に備えて確保さ

れています。

なお、備蓄に当たって、都道府県は、国や都道府県内の各市町村の物資の現物備蓄や流通在庫備蓄の品目・量等を十分に把握したうえで、備蓄する物質の種類や量を決定することが必要です。

#### (2) 地方ブロック単位の広域応援協定等

大規模災害時には、近隣都道府県からの広域応援が最も確実かつ迅速に行われることが期待できることから、物資についても、地方ブロック単位( )で応援の体制をとることが望ましいと考えられます。この場合は、地方ブロック単位で締結されている広域応援協定に基づいて行われることになります。

将来的には、広域応援協定に加え、複数の都道府県で作成される都道府県指定地域防災計画(災害対策基本法第43条)を策定し、輸送方法や人的手当も含めた広域応援体制を整備することも視野に入れる必要があります。

( )地方ブロック単位の明確な定義はないが、現在、広域応援協定を結んでいるブロック単位を想定していません。

#### (3) 必要物資と不足物資の予測

地方ブロック内の都道府県、国等では、事前に当該地方ブロック内で大規模災害が発生したと仮定したうえで、当該地方ブロック内の被災者数を算定し、必要とする物資の範囲・量を求めることが望まれます。その後、国及び当該地方ブロック内全ての都道府県の備蓄の合計分で、これを充足できるか否かチェックするこ

とになります。

この際に、流通在庫備蓄については、各都道府県及び市町村で重複していないか十分に確認しておく必要があります。

食糧・生活必需品などの物資については、基本的には、発災後当初3日間分で不足する場合を、広域応援の対象とするべきです。これは、4日目からは、民間流通システムが正常化し、公的機関による物資支援によらずに、食糧・生活必需品等の物資の供給が十分可能になると考えられるからです。ただし、災害の規模が大きい場合には、4日目以降も民間流通システムが正常化せず、引き続き、物資等の公的支援が必要なケースも考えられるので、こうした状況を十分に把握しておく必要があります。また、一方で、備蓄や物資の広域応援の前提となる被害想定や一人当たり又は一日当たりが必要とされる物資の量などの算定の方法は、各都道府県毎に異なっているのが現状であることから、こうした方法の統一化も検討しておく必要があります。

問題は、地方ブロック内の備蓄状況の把握を誰が行うかであるが、基本的には地方ブロック内の都道府県が共同で、国と協調しつつ、備蓄状況の把握のための調査を行うことが適当であると考えられます。また、地方ブロック内の備蓄状況については、事前に把握しておく必要があります。一定期間毎に、その内容を確認する必要もあります。

#### (4) 不足物資の調達手段の準備

上記による算定の結果、地方ブロック内で物資の不足が生じる場合の対応を検討する必要があります。

まず、不足分を地方ブロック外から調達するという方法が考えられるが、この方法では、距離的制約要因が強まり、物資の到着時間が遅れることが考えられる

ため、基本的には地方ブロック内における備蓄総量を増やすという方法がより適当であり、以下の2つの方法が考えられます。

ア 流通在庫備蓄を増加して対応する手法  
～行政の要望で、企業の必要とする以上の在庫を抱えさせることとなるため、そのコスト負担の問題が生じるが、そのためには企業が本来必要とする在庫はどれだけなのかを算定する必要があり、現実的には、流通在庫備蓄を増加させることにより、不足分を充足することは難しいと考えられます。

#### イ 現物備蓄を増加して対応する手法

- ・国の備蓄数量等を増やす場合～食糧事務所等で行われている米穀等の一部の政府備蓄を除けば、一般的には考えにくい。
- ・各都道府県の備蓄数量を増やす場合～どの都道府県のどの備蓄場所の数量を増やすのかといった問題、また、その増量分のコスト負担の按分をどうするのかといった問題の調整を行う必要がある。

したがって、地方ブロック内の都道府県全てが満足するような費用負担の按分を求めることが可能であれば、実施は可能であると考えられる。

- ・広域的な備蓄倉庫～その設置場所、数・規模、管理形態などについて、関係都道府県等で十分な合意を形成したうえで、設置することが重要である。

#### (5) 広域的な備蓄倉庫の整備

広域的な備蓄倉庫を設置する場合、都道府県が共同設置するという形が望ましい。国等が設置主体になることも考えられるが、その場合でも、管理運営は、災害時に市町村の広域応援を実際に行う都道府県に委託することが、機動的な対応を可能にすると考えられます。

最近、物流ネットワークの改編に伴い、全国に広域流通センターが設置されており、このセンターに広域的な備蓄倉庫を併設すれば、非常時には、広域流通センターの専門的な物流知識と経験を持った人員の応援を得ることができ、ピッキング(仕分け)等のための人的資源の確保が可能となります。

次に、広域的な備蓄倉庫に備蓄する物資であるが、国等の関係機関とも調整のうえ、都道府県が共同で購入する方式、又は、都道府県が共同で民間の業者と契約して、いわゆるランニング方式で一種の流通在庫備蓄を行う方式の2つが考えられます。

ア 食糧・生活必需品については、発災時から3日間の需要ということもあり、ほとんど地方ブロック内の備蓄でまかなえると考えられ、これらを広域的な備蓄倉庫に備蓄する必要性が生じる場合は少ないと思われます。防災資機材については、発災時から長期間にわたり、大量に必要な場合も考えられ、地方ブロック内の備蓄のみでは不足が生じる可能性があるため、都道府県の共同購入方式で広域的な備蓄倉庫に備蓄することになじみやすい。

イ 医薬品は、災害時に必要とされる緊急性と需要量の多さにかんがみ、各都道府県の備蓄等で不足することが予想され、広域的な備蓄倉庫による備蓄が必要になる物資と考えられるが、温度、湿度等の点から、保存・管理が難しいことなどから、通常の共同購入方式ではなく、民間事業者と連携したランニング方式が適当であると考えられます。

#### (6) 物資の広域応援情報の収集・提供等

物資の広域応援情報については、現在、消防庁が整備を進めている防災情報システムに、広域応援対応力情報として、各

地方公共団体の備蓄状況がデータベース化されています。

このシステムの活用により、平常時には、このデータを参考にして、地方ブロック内の地方公共団体間で調整のうえ、備蓄体制を整えるとともに、発災時には、必要とする物資の概算量を早期に把握し、素早い広域応援体制をとることが可能になると考えられます。

#### (7) 広域輸送ルート・手段の確保と調整

広域応援の対象となる物資を輸送する際には、輸送ルートや受入拠点の決定、関係都道府県等との連絡調整が不可欠になります。災害時に、これらの連絡調整を円滑に行うためにも、広域輸送のための事前計画と訓練が必要です。当該事前計画は、地方ブロック単位の広域応援協定や都道府県指定地域防災計画を活用して作成することが考えられるが、国の機関や当該地方ブロック外の地方公共団体との連絡調整方策も考慮しておく必要があります。また、輸送拠点での作業要員の確保等、各輸送拠点の運用方法を定めておく必要があります。

### 2 都道府県間における物資の広域応援の具体的な手順

#### (1) 地方ブロック単位での広域応援幹事都道府県の決定

まず、地方ブロック内の物資を含めた広域応援のコーディネートを行うことを役割とした、「広域応援幹事都道府県」をあらかじめ定めておきます。(例えば、被災した都道府県に隣接した都道府県を原則として広域応援幹事都道府県とするなど)。災害時には、広域応援幹事都道府県が中心になり、広域応援対策本部(仮称)を設置するなど、広域応援の連絡調整を行います。

なお、広域応援幹事都道府県が大きな被災を受けたときを想定し、広域応援幹

事都道府県と距離的に離れた第1副広域  
応援幹事都道府県、第2副広域応援幹  
事都道府県を定めて、広域応援幹事都道  
府県が対応できない場合には、この副広  
域応援幹事都道府県が広域応援幹事都  
道府県の役割を代行することとします。

(2) 被災者数等被害の規模の把握

国、広域応援幹事都道府県、被災した  
都道府県等は、例えば、地震の場合には、  
被害想定システムを活用するなど、まず、  
被災者数の概数等被害の規模の把握に努  
めます。

(3) 必要物資の種類と量の算定と不足分の  
把握と集約

被災都道府県は、必要な物資の種類と  
量を算定するとともに、都道府県内の備  
蓄物資や調達可能な物資の種類と量を比  
較し、その不足分を把握し、地方プロッ  
ク内の広域応援幹事都道府県に報告しま  
す。国や広域応援幹事都道府県は、当該  
報告を待つだけでなく、並行して独自  
に不足品目・数量等の予測を行うなど、  
迅速な対応を図ります。

地方ブロックの広域応援幹事都道府県  
は、当該報告等をもとに、地方プロック  
内の被災した都道府県の不足する物資の  
種類・量を集約するが、この前提として、  
平常時から、国、地方公共団体、民間事  
業者等で備蓄又は保有している物資の品  
目や量に関する情報をお互いに共有する  
仕組みを構築しておくとともに、どの団  
体が、どの物資を備蓄等することが、行  
政効率上からも、適当なのか検討し、最  
も効果的な体制を整えておく必要があり  
ます。

(4) 物資の広域応援の実施の具体的イメ  
ージ

次に、国の関係機関及び地方プロック  
内の被災しなかった都道府県に対して不  
足物資の支援を依頼するとともに、広域

的な備蓄倉庫から必要な物資の搬出を行  
う手配をします。

消防庁に対する都道府県等の物資の応  
援のあっせんについては、消防庁へ不足  
している物資の品目や量を連絡し、依頼  
することが、望ましい。消防庁は、この  
依頼を受けて、都道府県等に対して、そ  
の把握している備蓄数量等をもとに、応  
援のあっせんを行うことはもちろん、発  
災当初は自発的にあっせんを行うことの  
できる体制をとる必要があります。

また、全国応援協定の趣旨から、当該  
あっせんを行う者として、消防庁以外に  
全国知事会が考えられるが、今後、広域  
応援幹事都道府県等当該あっせんを依頼  
した者や当該あっせんを行う者間の調整  
方法について、検討を進め、依頼やあっ  
せんの輻輳による混乱を避ける方策を講  
じておく必要があります。

発災後は、こうして地方プロック内の  
都道府県間の広域応援、地方プロック外  
からの都道府県からの広域応援、民間か  
らの広域応援による様々な物資が被災地  
を目標に動き始めます。

この物資を効率的に分配し、素早く必  
要とされる場所に届けるためには、各地  
から集まる支援物資の仕分けと輸送を行  
う体制を整えることが必要であるが、そ  
のためには、関係機関によって作成され  
た物資毎の調達先、輸送ルート、輸送方  
法等を定めた前述した事前計画に基づい  
て行動する必要があります。

広域応援幹事都道府県は、この事前計  
画に基づき、輸送拠点を決定し、国等の  
関係機関への連絡・周知を図るととも  
に、当該関係機関と調整のうえ、輸送ル  
ートと輸送手段を確保し、輸送拠点への  
物資の集積を手配します。

併せて、物資の分配・配送を行う人員  
を、輸送拠点と配送される場所に手当し、

スムーズに最終目的地まで物資が届く体制も整備する。

広域応援幹事都道府県は、こういった一連の動き全体の進行を管理しつつ、当該関係機関との連絡をとり、調整を行うこととなります。

### 3 おわりに

今後、広域応援体制を実効あるものとするためには、広域応援協定の円滑な運用が不可

欠であり、そのためには大規模災害を想定した訓練を積み重ねる必要があることから、本報告書では、広域応援訓練の手法として、机上訓練、図上訓練、個別訓練等についても記述しています。

本報告書は、都道府県及び政令指定都市に配布しておりますので、各団体においては、より実効性のある広域応援体制を構築する際の参考とされるよう期待しています。

## 平成10年度救助技術の高度化等検討委員会について

救急救助課

### 1 はじめに

消防機関の行う救助活動は、複雑多様化する社会事象を反映し年々増加するとともに、近年では、高層ビル火災をはじめ、地震災害や水災等の自然災害、さらには地下鉄サリン事故等大規模で特殊な災害事故が頻発するなど広範多岐に及んでいます。

これらの災害に対応する救助隊は、より高度かつ専門的な知識と訓練経験を積むことが求められ、また、広く国民からも迅速かつ的確な救助活動を行うことの期待と信頼は、極めて大きなものとなっています。

このことから消防庁においては、平成9年度から「救助技術の高度化等検討委員会」を設置し、救助隊員の救助技術の高度化等を推進するための具体的方策について検討を進めてきました。今年度は、その検討結果を受け新たに2つの施策を展開することとし、第1回全国消防救助シンポジウムの開催及び各種救助活動事例の収集分析と災害別活動要領の見直しについてを実施しました。

以下その概要について紹介いたします。

### 2 実施結果及び検討結果

#### (1) 第1回全国消防救助シンポジウムについて

##### ア 名称

「第1回全国消防救助シンポジウム」

##### イ 開催日時

平成10年10月26日(月)13時00分～17時10分

##### ウ 開催場所

東京都千代田区北の丸公園2-1科学技術館

サイエンスホール、催物場

##### エ 参加者

消防救助隊員、消防学校関係者、都道府県消防防災関係者

43都道府県、282消防本部等、435名

##### オ メインテーマ

「救助技術の高度化を目指して」

#### ○サイエンスホールでの行われた主な内容

##### ・記念講演

日本医科大学高度救命救急センター山本保博教授により「災害時における救助と挫滅症候群」と題し、約1時間の講演をいただきました。

・パネルディスカッション  
 「世界に鳴り響く日本の救助技術」と題し、国際消防救助隊の任務にいろいろな立場で携わる方々をアドバイザー、パネラーに招き、「応援要請から出発まで」「現場での救助活動」「技術指導への発展」に大別して、今後の日本の救助体制のあり方を充実させるための諸課題や改善策について、意見交換を行いました。

・救助活動等事例発表  
 全国の消防本部などからによる応募の中から7事例を選び、その7事例の内容を1 今後の消防のあり方 2 実際の救助活動 3 救助資機材等の改良及び考察の3つに分類し発表を行いました。

○催物場で行われた主な内容

・行政展示として、国際消防救助隊の活動状況のパネルや国際消防救助隊員が着用する救助服を展示し、また、救助資機材の展示コーナーでは、赤バイ、

消防特別救助隊が装備する資機材、水難救助資機材、山岳救助資機材の展示のほか、高度救助資機材の体験コーナーを開設しました。

(2) 各種救助活動事例の収集分析と災害別活動要領の見直しについて

平成元年から平成3年までに検討、作成された「各種災害別救助活動実施要領」を、平成4年度以降発生した、各種災害・事故の教訓やその後救助隊に新たな多くの救助資機材が装備されたことに伴い、新たに各種救助活動事例を収集し、十分な検討を重ね分析し、今回「各種災害別活動実施要領」を全面改正しました。

3 おわりに

平成11年度は、第2回全国消防救助シンポジウム開催に伴う検討及び更なる救助隊員の技術の高度化等を推進するための方策についての検討を行います。



## テレビによる防災キャンペーン（7月分）

ご存じですか - 防災ミニ百科 -		
放送日	主管課	テ - マ
7月29日	防 災 課	(仮)火山災害対策

## かかあ天下とからっ風の街

伊勢崎佐波広域市町村圏振興整備組合消防本部 総務課長補佐 田島武雄

当広域圏は、群馬県のほぼ中央に位置し、関東平野の西北部・首都東京から100km圏内の距離にあり、坂東太郎で有名な利根川が山間部の急流を終え、平野部の緩やかな流れが集まる所に立地しているため、ほとんど平坦な地形の上に田園地帯が広がる水と緑の豊かな地域です。

また、圏域北方正面に「赤城の子守唄・東海林太郎」で有名な赤城山、榛名山及び妙義山をはじめ上越連峰が展望され、上州名物かかあ天下とからっ風の言葉どおり、冬期は「赤城おろし」といわれる強風が吹き荒れ、夏の雷鳴とともに季節の風物詩となっています。

当組合の構成市町村は、伊勢崎市を中心にして、その周囲を取り囲む形で佐波郡の赤堀町・東村・境町・玉村町の5市町村で構成されており、面積は、165.21km<sup>2</sup>で県域の2.6%占め人口総数は、230,849人で県域全体の約11.4%にあたり広域圏の面積は小さいが人口密度は最も高くなっています。

近年、上武国道の開通や北関東自動車道の建設が進んでおり、伊勢崎インターチェンジが設置予定され、赤堀町・東村に流通団地が造成されるなど、特に物流が盛んになることが期待される地域です。また、玉村町では全国でも有数の人口急増地域で住民造成が盛んです。

当組合の消防は、昭和46年にすでに常備消防が設立されていた伊勢崎市と境町、それに圏域市町村の消防団も含めて、「伊勢崎佐波消防組合」を発足させたのが始まりであり、翌47年4月には国定消防署・玉村消防署及び伊勢崎消防署北分署が新設開署されました。

そして、この年の9月「伊勢崎佐波消防組合」を発展的解消し、10月1日付「伊勢崎佐波広域市町村圏振興整備組合」へ消防事務を編入し、

1市3町1村で構成される一部事務組合として、現在1本部5署3分署体制・職員230名の消防本部となっています。

当組合の施設面では、職員の勤務条件の充実をめざし、移設新築された伊勢崎消防署北分署に、本格的な個室を設け、健康管理面、プライバシー保護に重点をおいた快適な居住空間を作り上げています。

また、本年度は昭和62・63年度の2カ年事業により全国に先駆けて導入した、消防緊急情報システム 型も更新となり、現在機種選定等事務を進めており、さらに使いやすく、簡単でスピーディな操作ができるため、一層の消防通信体制の整備充実が計れるものと期待されています。

装備面につきましては、車両は4,000lタンク車7台、2,000lタンク車2台、10,000l水槽車1台、3,400l水槽車1台、CD-1型900l水槽付3台、救急車8台（内高規格車2台）、救助工作車1台、化学車1台そして、平成11年3月に更新されました40m梯子車があり、また15年程前から一線車に3,000ワット程度の照明をいち早く導入を図り職員の高齢化対策も考慮し、夜間での消火活動等に対しても安全確保に重点を置いたものであり、現在ではすべての一線車両に配備済みとなっています。人口の規模からすると県内外を問わず車両装備面では充実しているものと思っています。

現在特に力を入れているのは、予防面では最近とくに増えてきた社会福祉関連施設の充実に伴う防火管理体制指導の強化（災害弱者対策）また、全国では始めてと思われる育児休業中の婦人消防官の代わりに人材派遣会社と契約しコンピューターの専門職員により台帳整理等の入



の自治体に尋ね、確認しておきましょう。

- (4) 一時的に避難する場所は事前に指定されています。自分が避難する場所や避難する安全な道順を確認しておきましょう。
- (5) 防災行政無線が設置されている地域では、防災行政無線で警報や避難の勧告・指示が伝えられます。それ以外の地域では、警報や避難の勧告・指示がどのように伝えられてくるのかを確認しておきましょう。
- (6) 避難するときの携行品は非常食などのほか、停電になった時のために、懐中電灯、携帯用ラジオを用意しておきましょう。また、家族一人ひとりが身に付けておくためのカード(住所、氏名、生年月日、血液型、勤務先、緊急連絡先、避難予定地、既往症、かかりつけの病院、その他必要な事項を記入しておく)を準備しておきましょう。
- (7) 家族で防災について話し合う「家族防災会議」を開き、災害に対する備えや災害時における役割分担などを、あらかじめ決めておきましょう。
- (8) 大規模な災害により、広範囲にわたる被害が発生した場合は、防災関係機関などの活動が困難になることが予想されますので、地域の住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識を持ち、自主的な防災活動を行うことが大切です。地域ごとに自主防災組織の活動を積極的に推進し、日頃から防災用資機材の充実を図るとともに、災害が発生した場合を想定して、地域の实情に応じた実践的な訓練をみなさん自身で積み重ねておきましょう。

## 2 台風が近づいたら

- (1) テレビ、ラジオ、防災行政無線などからの台風情報には、十分注意を払うようにしましょう。
- (2) 強風による飛来物で、けがをする事例が数多く発生しています。台風が近づいて来

た時は、できるだけ外出を避けるようにしましょう。

- (3) 避難をするときのために、医薬品、貴重品、着替えなどを忘れずに用意しておきましょう。
- (4) 瓦、窓、雨戸、雨樋などを点検しておきましょう。特に商店の看板などは十分に点検し、風で飛ばされないようにしておきましょう。排水溝などが詰まっていると、そこから水が溢れ出すおそれがあるので、ゴミなどを掃除しておきましょう。家の周囲の風で飛ばされそうな物、浸水時に流されそうな物は、全て室内に取り込むか、しっかりと固定しておきましょう。
- (5) 浸水のおそれがある場合には、家財道具や生活用品を二階などの高い場所に移動しておきましょう。
- (6) 河川の近くに住んでいるみなさんは、河川の水かさや堤防からの漏水などに注意しましょう。
- (7) 崖崩れなどの危険区域に住んでいるみなさんは、常に早めの避難を心掛けましょう。

## 3 避難するときに注意することは

- (1) 単独行動は避け、地域の人々と協力しあって避難しましょう。
- (2) お年寄り、体の不自由な方、病人、幼い子供など災害弱者のいる家庭は、特に早めに避難しましょう。また、これらの方々には家族だけでなく、近所の人々も気配りをするように心掛けましょう。
- (3) 消防、警察などの防災関係機関の広報に注意し、避難の勧告をうけた場合には、速やかに避難しましょう。住民への避難勧告発令によって、多くの人命が救われています。
- (4) 周囲の状況から危険だと判断した場合は、避難の勧告や指示がなくても、自主的に避難しましょう。住民が自主的に早期避難したため、被害を最小限に抑えた事例も

あります。

- (5) 電気、ガスなど火の元の始末と戸締まりを確実にいきましょう。
- (6) 回り道でも、あらかじめ確認しておいた最も安全な道順を選んで避難しましょう。また、垂れ下がっている電線には、絶対触れないようにしましょう。
- (7) 避難時の服装は行動しやすいものとし、ヘルメット、底の丈夫な運動靴、手袋なども用意しましょう。
- (8) 災害時には、まず何よりも、あわてずに落ち着ついて行動することが肝心です。安全に、そして、確実に行動するようにしましょう。

#### 4 台風が去っても

台風が去っても、土砂災害には引き続き注意しましょう。土砂災害が発生する前には、次のような前兆現象が起こる場合があります

す。

- (1) 崖崩れの場合
  - ・崖から水が漏る。
  - ・崖に亀裂が入る。
  - ・小石がパラパラ落ちてくる。
- (2) 地滑りの場合
  - ・地面にひび割れができる
  - ・沢や井戸の水が濁る
  - ・斜面から水が噴き出す。
- (3) 土石流の場合
  - ・山鳴りがする
  - ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
  - ・川の流れが濁ったり流木が混ざりはじめる。

このような場合には、ただちに防災関係機関に連絡するとともに、これらの場所に近づくことなく、速やかに避難しましょう。

## 住民自らによる災害への備え ～自分たちのまちは、自分たちで守る～

(防災課)

突然災害に襲われたら、あなたは最初に何をしますか？

頭では理解していても、実際にはパニックに陥って的確な行動ができないということを、よく耳にします。

災害時にいちばん大切なことは、命を守ることです。一人ひとりの命は、まず自分で守る...そして、家族、隣近所、町内会・自治会へと助け合いの輪を広げ、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という連帯意識に基づいた、住民の皆さんの共通の認識を育て上げることが大変重要です。

自主防災組織とは、このような住民相互の助け合いの精神に基づき、地域の安全を図るために自主的に結成される防災組織をいいます。一

般に町内会・自治会単位に組織されている場合が多く、日頃は、災害に備えて情報収集を行うための連絡体制や避難体制等の整備をするとともに、さまざまな災害を想定した防災訓練を実施するなど、あらゆる機会を通じて住民の防災知識を深める活動を行っています。そして、災害が発生した時には、初期消火、住民の避難誘導、負傷者の応急手当、情報の収集伝達、炊き出し等の防災活動の一翼を担うこととなります。

平成10年4月1日現在、全国3,255市町村のうち、2,367市町村で自主防災組織が設置され、全国の自主防災組織数は87,513組織で、組織率(全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合)は53.3%となっています。

大規模な災害が発生した場合には、火災が同時多発し、消火、救急救助等の要請が殺到し、情報網の寸断、道路等の損壊や交通渋滞、停電や断水等により、消防機関等の活動は著しく制限されることが予想されます。

そこで、このような時に、住民の皆さんによる初期消火活動や、被災者の救出救護、避難誘導等の自主的な防災活動が必要となってくるのです。

阪神・淡路大震災においても、住民の皆さんが協力し合って初期消火を行い、延焼を防止した事例や、がれきの下敷きになった多くの人命を救った事例などが数多く見られ、地域における自主的な防災活動の重要性が改めて認識されたところです。

## 「天ぷら油による火災の防止」

平成9年中に発生した建物火災34,519件のうち、天ぷら油等に起因している火災は4,248件となっています。これは、建物火災の出火原因で最も多いこんろによる火災(5,830件)の約72.9%を占めています。

天ぷら油による火災は、水をかけてしまうなど消火方法を誤ると、被害を一層拡大するおそれがありますので、天ぷら油の特性及び危険性を十分理解しておく必要があります。

### \* 天ぷら油の特性

現在市販されている天ぷら油(菜種油、コーン油、大豆油等)はその温度が発火点(約360~380)以上になれば、火種がなくても発火して燃焼し始めます。一般に家庭で使用する油量程度の天ぷら油(使用前のもの)を家庭用ガスこんろで加熱すると、約5分で揚げ物に適した温度(約160~200)に達し、そのままの状態で放置しておくと約10分ほどで異臭とともに白煙が立ち始め、20~30分で発火点に達し火がつきます。また、天ぷらなどに一度使用するなど、鍋

防災は、自分と家族の生命、身体、財産にかかわる基本的な問題です。

災害が発生すれば、自分や家族だけでは対応できない場合もありますので、日頃から近隣の人々との交流を深めて、手助けの必要な方がいる場合は、皆さんで支援体制を整えておくことが必要です。

町内会などから、自主防災組織の話し合いや、訓練の呼びかけがあったら、積極的に参加しましょう。

また、まだ自主防災組織が結成されていない地域でも、それぞれの町内会や自治会のリーダーを中心として、自分の地域にはどのような防災組織が必要かを話し合い、自主防災組織を結成していきましょう。

## (予防課)

に揚げかす等がある場合には、それが灯芯となって200近くで発火することがあり、加熱し始めてから発火するまでの時間が短くなる場合がありますので、ちょっと目を離したすきに火災になってしまうことも考えられます。

### \* 離れる時は火を消す

天ぷら油火災の多くは、天ぷらを揚げているときに来客、電話、子供の世話などでこんろから離れた時のようなちょっとした油断が原因で発生しています。

このため、天ぷら油火災を防止するには、調理油過熱防止付こんろや住宅用自動消火装置等安全装置のついた機器を使用することが最も有効ですが、いったん火を付けたら、絶対にその場を離れない、どうしても離れる必要がある場合には、こんろの火を消してから離れる習慣を付けることが重要です。

### \* もし天ぷら火災が発生したら

天ぷら油火災が発生した時、水で消火しようとすると炎が爆発的に拡大し、周囲に油が飛散



計

410名

式典では、大野総務課長の司会により進行し、谷合長官の「式辞」の後、勲章を勲等別にそれぞれの代表者に伝達しました。最後に受章者の代表が「謝辞」を述べ、伝達式を終了しました。

伝達式終了後、受章者は配偶者を同伴して皇居に参内し、宮殿の「豊明殿」において天皇陛下に拝謁し、「お言葉」を賜りました。

拝謁終了後、記念撮影を行い、陛下から御下賜品をいただいて皇居を退出し、東京駅丸の内口で解散しました。

なお、今回の代表者謝辞者及び代表受領者は次の方々です。

代表謝辞		長谷部 義 雄
代表受領		
勲四等 旭日小綬章	獨 古 哲 世	
勲四等 瑞宝章	高 吉 富 夫	
勲五等 双光旭日章	塩 路 辰 郎	
勲五等 瑞宝章	小 沢 孝 資	
勲六等 単光旭日章	越 智 信 光	
勲六等 瑞宝章	今 井 肇	
勲七等 青色桐葉章	栗 本 惣一郎	



## 平成11年消防関係者の褒章について

(総務課)

総務課において、平成11年春の褒章伝達式を去る5月14日(金)11時から日本消防会館5階大会議室において、徳田日本消防協会会長、大井全国消防長会会長、その他来賓の御臨席のもと盛大に挙行了しました。

今回受章された方々は、消防団長として永年にわたり消防の発展につとめ、その功労が顕著であり、他の模範と認められた消防関係者並びに消防関係者業界の業務に精励し、その功績が顕著な方々で、藍綬褒章34名、黄綬褒章2名の合計36名です。

式典では、大野総務課長の司会により進行し、

谷合長官の式辞の後「褒章」及び「褒章の記」をそれぞれの褒章の代表の方々に伝達し、最後に受章者の代表が「謝辞」を述べ、伝達式を終了しました。

伝達式終了後、受章者は、夫人を同伴して皇居に参内し、宮殿の「春秋の間」において天皇陛下に拝謁し、陛下から「お言葉」を賜りました。

その後、記念撮影を行い、陛下から御下賜品をいただいて皇居を退出し、東京駅前解散となりました。

なお、今回の代表者謝辞者及び代表受領者は次の方々です。



お 知 ら せ

## 「平成11年度全国統一防火標語について」

(消防庁予防課)

消防庁では、広く一般に防火意識の啓発を呼びかけることを目的に、(社)日本損害保険協会との共催により、平成11年度全国統一防火標語の募集を行ってまいりましたが(募集期間：平成10年12月1日～平成11年2月10日)、全国から家庭や職場の防火意識の高揚に役立ち、火災の恐ろしさ、防火の大切さを簡潔に表現した64,687点にのぼる応募作品が寄せられ、消防庁長官及び有識者等の選考委員により、去る3月9日東京・経団連会館で行われた最終選考会におい

て、下記の標語が選出されました。

全国統一防火標語は、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止するとともに、火災による死者及び財産の低減を図るためのものです。全国火災予防運動統一標語として一年間、火災予防運動用のポスターに掲載されるのをはじめ、全国各地で防火意識の普及及びPR等の防火広報活動に活用されるようお願いいたします。

「あぶないよ ひとりぼっちにした その火」

## 平成11年5月の通知・通達について

発 番 号	日 付	あ て 先	発 信 者	標 題
消防救第126号	11.5.10	各都道府県消防主管部長	救急救助課長	救急救命処置録の電子媒体による保存について
消防情第93号	11.5.18	各都道府県消防防災主管部長	防災情報室長	消防防災システムに係るコンピュータ西暦2000年問題危機管理計画の策定について
消防予第113号	11.5.19	各都道府県消防主管部長	予防課長	認定防災表示者一覧表(平成10年10月1日～平成11年3月31日)について
消防予第120号	11.5.24	各都道府県消防主管部長	予防課長	「防火対象物の用途区分のあり方検討報告書(平成10年度)」の送付について
消防災第41号	11.5.25	各都道府県消防防災主管部長	防災課長	風水害対策の強化について
消防災第42号	11.5.25	各都道府県消防防災主管部長	防災課長	災害弱者施設に係る地域防災計画の点検の実施について
消防予第123号	11.5.28	各都道府県消防主管部長	予防課長	既存の有料老人ホームに対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について

# 第2回全国消防広報コンクールの実施について

(総務課)

## 1. 目的

消防行政を推進するうえで重要な役割を果たしている消防広報の向上に資するため、全国の消防本部及び消防団の広報紙、広報写真及び広報ポスター・広報カレンダーから広報技術が全国的に見て優秀なものを選定し、広報技術の向上を図るとともに、消防防災行政の推進に寄与することを目的とし、第2回全国消防広報コンクールを実施することとし、(各都道府県防災主管部長あて平成11年5月25日付消防総第291号)により通知した。

## 2. 応募団体

全国の消防本部及び消防団

## 3. 応募作品

平成10年度中に制作した次の媒体を対象とし、各部門毎にそれぞれ1点の応募とします。

ただし、広報写真部門については、下記(2) a～dの区分について、各々1点の応募も可とします。

### (1) 広報紙部門

住民を対象として、消防防災行政の施策や計画等の複数のテーマを同時に啓発・周知したり、続きもの等で広報することを企画・編集し、週刊、月刊、旬刊及び季刊の形態で定期的に発行したものとします。

なお、作文集・学校における防火防災教育の補助教材等も対象とします。

### (2) 広報写真部門

次に掲げる活動等について消防職団員が撮影したもので、実際に展示したもの又は広報紙等に使用したものとします。

- a 災害現場活動
- b 住民指導業務
- c 予防業務・消防訓練
- d 婦人防火クラブ、少年消防クラブ、幼

年消防クラブ、自主防災組織等の活動等

### (3) 広報ポスター及び広報カレンダー部門

広報ポスターについては、壁新聞は含みませんが、写真を貼付したものは除きます。

## 4. 応募締切等

平成11年8月31日(火)当日消印有効

応募先 自治省消防庁総務課広報係

〒105-8489 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

JTビル内

## 5. 審査及び受賞数

審査は、消防庁長官が委嘱した審査員により部門別に入選作品を選定します。

なお、受賞数は、次のとおりとします。

消防庁長官賞(最優秀賞)

各部門毎に1点

消防庁長官賞(優秀賞)

各部門毎に2点以内

消防庁長官賞(入選)

各部門毎に3点以内

## 6. 発表及び表彰

審査結果は、消防庁広報紙「消防の動き」、(財)日本消防協会広報紙「日本消防」及び(財)全国消防協会機関紙「ほのお」に掲載して発表します。

なお、入選作品については、平成11年版消防白書に掲載する予定です。また、各部門の最優秀賞に対する表彰式は、11月9日(火)に、自治省消防庁において行います。

## 7. その他

応募作品は原則として返却いたしません。

なお、その他詳細については、前記通知を参照してください。

## 6月の広報テーマ

火あそびによる火災の防止  
危険物の安全確保について  
石油コンビナート災害の防止  
住宅防火対策の推進《防災品の普及促進》  
災害弱者対策の推進

### 編集後記

今月号の「防火対象物の放火火災予防対策のあり方検討報告書の概要について」の中で、平成9年の放火火災件数は昭和63年の1.4倍に増加し、全火災に占める割合も20.8%と高い数値を示していることが報告されました。このことは大きな社会問題の一つといえるでしょう。

また、放火行為者の年齢が30代～40代の働き盛りの壮年層が全体の約4割を占めており、様々な「ストレス」が大きな要因となっているようです。

この「ストレス」というものは、近年私たちにとって大きな問題であり上手にコントロールすることで体の健康・心の健康へとつながります。ちなみに私はストレス解消法の一つとして、「和太鼓」を数年前に始めました。全身汗だくになり心を無にしてたたくと様々ものから解放されます。下手の横好きで、まわりにストレスを与えているのではと思いますが、やめられません。皆さんはストレスを上手にコントロールしていますか。6月は梅雨入りとなりストレスが増える時期ですから注意しましょう。

\* 5月に春の叙勲及び褒章の伝達式が行われました。今回受章された方から「とても感激しました。夢のようです。」と感想を頂き、お手伝いをさせていただいた私にとっても大変思い出深い一日となりました。受賞された皆様方、本当におめでとうございます。今後の皆様方のご健康、ご活躍をお祈りいたします。

消防庁ホームページ

<http://www.fdma.go.jp>

編集発行

消防庁総務課

〒105-8489 東京都港区虎ノ門

2丁目2番1号

TEL 03(5574)0121